

令和2年4月20日

保護者の皆様へ

高松市教育委員会
教育長 藤本 泰雄

高松市立玉藻中学校
校長 間嶋 浩

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業の延長について

平素は本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大の現状を踏まえまして、学校保健安全法第20条に基づき、本市においては、下記のような措置をとることにしました。

つきましては、臨時休業中、不要な外出をできるだけ控えさせるなど、生徒が健康・安全を第一に考えた生活を送ることができますよう、ご家庭におかれましてもご指導をよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業延長期間

令和2年4月25日(土)から5月10日(日)までとします。

2 登校日について

- (1) 生徒の健康・安全確認及び休業中の生活・学習指導を行うため、令和2年4月27日(月)を臨時の登校日とします。1年生は8:00~8:20、2年生は8:30~8:50、3年生は9:00~9:20の時間帯で登校してください。下校については、1年生は9:30、2年生は10:00、3年生は10:30を予定しています。給食はありません。
- (2) 臨時の登校日(授業日ではない)のため、生徒の登校については、保護者の判断とします。発熱や咳の症状がある場合は、登校を控えるようにしてください(欠席にはなりません)。登校しない場合は、御面倒ですが、学校へ電話にて連絡をお願いします。

3 休業中の生活についての留意点

- (1) 規則正しい生活を送ることを心掛け、手洗いや部屋の換気など、健康の保持に努めてください。
- (2) 家事の手伝いなど、家族の一員として望ましい行動をとってください。
- (3) 家庭学習時間を適切に取り、学校からの宿題を含め復習や、新しい教科書の閲覧など学習内容の予習に努めてください。

本市では、児童生徒の学習を支援するため、高松市総合教育センターのホームページ内に支援サイトを開設しておりますので、ぜひ御活用ください。

(「高松市総合教育センター」<http://www.edu-tens.net/kyouikuken/index.html>で検索)

- (4) 個人的に用事がある者等の登校は可としますが、可能な限りの感染症対策を講じてください。
- (5) 私的な行動について、屋外での運動は制限しませんが、3つの密(密閉・密集・密接)が重なる場所および不要不急の外出は避けてください。
- (6) 中学校の部活動については、5月10日(日)まで自粛とします。
- (7) 新型コロナウイルス感染者やその家族、及び濃厚接触者に対する差別や偏見・いじめは許されません。このような差別や偏見・いじめが学校・地域においても生じないよう、学校でも指導しておりますが、ご家庭でもお話し合いの機会をもつなど、正しい情報に基づく判断・行動をとることができますようご協力をお願いします。

4 その他

今後、新たな情報が入り次第、情報提供いたします。また、5月11日(月)以降については、改めて通知いたします。